

本市における成年後見制度利用の現状①

1 成年後見制度の運用状況等について

(1) 成年後見支援センターにおける各年度相談件数(成年後見支援センター開設以降 単位:件)

相談者	H28年度	H29年度	H30年度
本人・家族・近所・知人	44	47	39
地域包括支援センター	14	17	23
ケアマネ	9	14	29
相談支援専門員	5	1	8
病院(医療ソーシャルワーカー)	8	12	15
施設	5	0	10
市	12	15	6
合計	97	106	130

左表(1)の 相談内容の内訳

	H28年度	H29年度	H30年度
認知	43	34	50
知的障害	10	15	11
精神障害	18	18	23
その他	26	39	46
合計	97	106	130

(2) 養成講座受講数(単位:人 括弧書きは登録者数 各年度講座開催は1回)

	H26年度	H28年度	H29年度	H30年度
苫小牧市	46(12)	29(17)	7(7)	16(15)
白老町	6	1	0	0
安平町	3	0	3	0
厚真町	4	2	0	0
むかわ町	16	0	0	0
合計	75	32	10	16

(3) 市長申立て件数

	H28年度	H29年度	H30年度
介護(認知)	17	17	22
障がい	1	0	6
合計	18	17	28

(4) 市民後見人受任件数

	H28年度	H29年度	H30年度
後見	0	5	7
保佐	0	0	1
合計	0	5	8

(5) 受任調整会議 審議案件数

	H28年度	H29年度	H30年度
件数	11	18	48

2 市民意識調査に見る権利擁護事業の状況

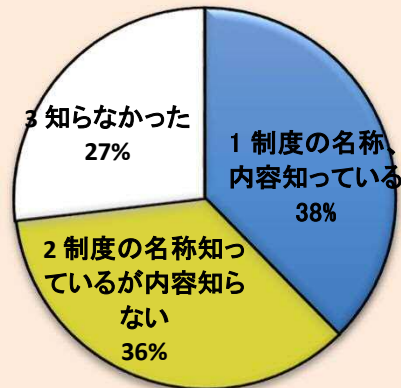
【成年後見制度の設問に関する回答の概要】

- ・成年後見制度について名称を知っている割合は約70%
- ・制度の内容まで知っている割合は約40%
- ・「制度を利用したい」と回答した割合は、全ての年代において約30%
- ・成年後見支援センター及び市民後見人の認知度について、約70%の人が「知らない」
- ・市民後見人として活動してみたいと回答した人は1%、研修を受けてみたいと回答した人は6%

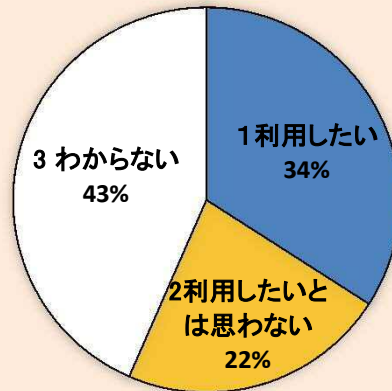
苦小牧市地域福祉計画市民アンケート調査
 実施期間 令和元年7月1日～7月31日
 対象者 住民登録のある18歳以上の市民
 2,000名(無作為抽出)
 回収数 799件(回収率40%)

※年代別集計結果等の詳細は
 別添資料を参照

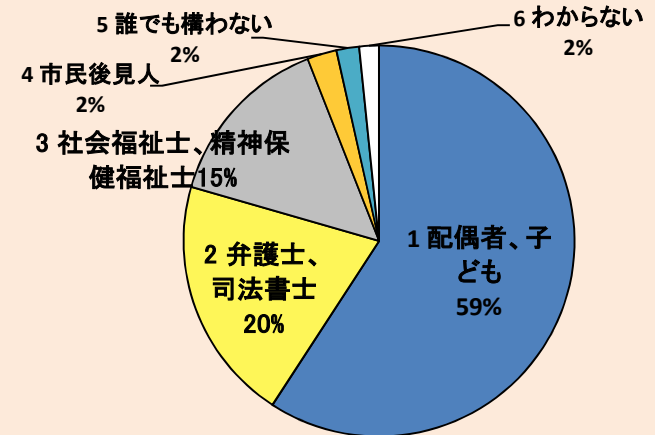
問27 成年後見制度について



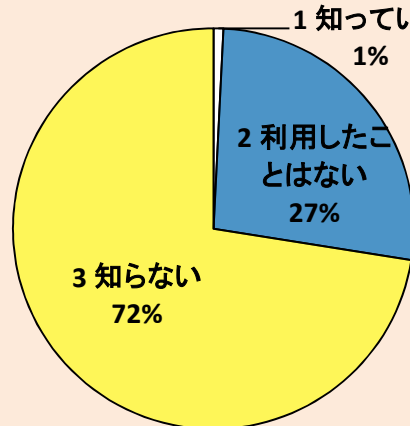
問28 成年後見制度を利用したいか



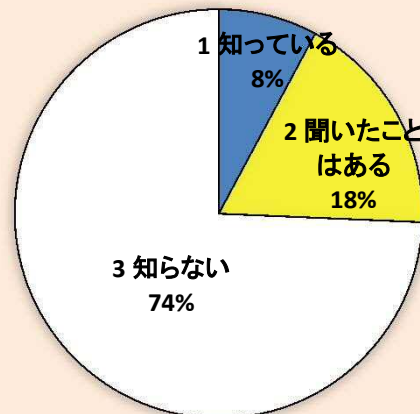
問29 誰に後見人になってほしいか



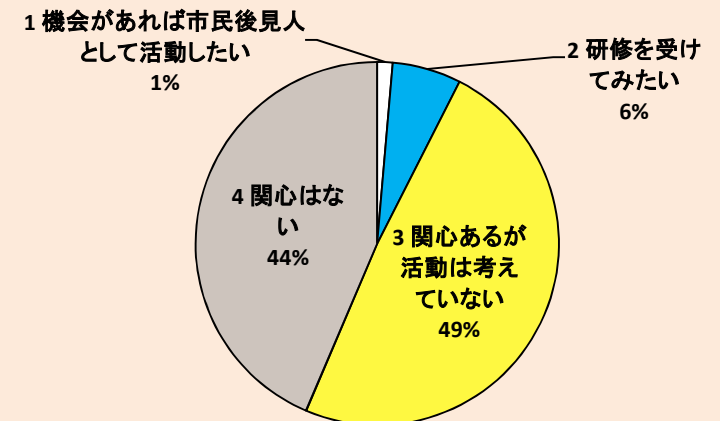
問30 支援センターを知っているか



問31 市民後見人を知っているか



問32 市民後見人の活動に興味あるか



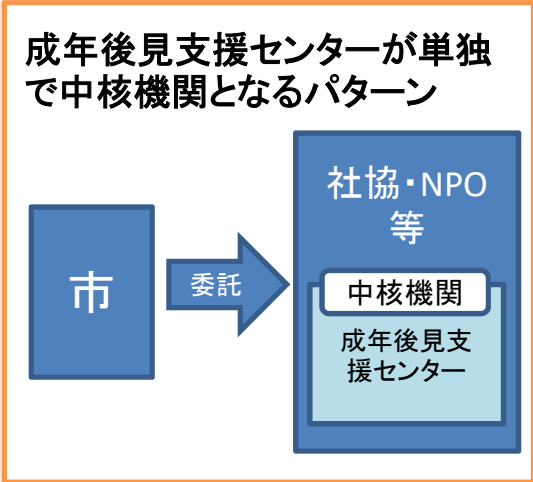
本市の成年後見制度利用における課題と対応策(案)

課 題	対 応 策
<p>(1) 相談件数等から見える課題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・相談件数の増加（中でも地域包括支援センター、病院、施設など関係機関から繋がるケースが増） ・受任調整会議審議件数の増加 	<ul style="list-style-type: none"> ・相談体制の整備、関係機関とのネットワークの構築 ・市民後見人等担い手の育成
<p>(2) 市民後見人養成講座受講数等から見える課題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・養成講座受講数及び登録数の伸び悩み ・市民後見人数の伸び悩み 	<ul style="list-style-type: none"> ・広報、啓発の手法の検討 ・法人受任と成年後見支援センター機能の整理 ・市民後見人へのサポート体制づくり
<p>(3) 市民アンケート結果から見える課題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・後見制度の内容、成年後見支援センター及び市民後見人に関する市民認知度 	<ul style="list-style-type: none"> ・制度周知、早期相談に繋げるための広報、啓発手法の検討
<p>(4) 成年後見支援センターの運営から見える課題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・後見支援員から市民後見人に繋がらない ・早期の相談・支援(利用促進) ・相談体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・市民後見人へのサポート体制づくり ・成年後見支援センターの体制強化 ・法人受任と成年後見支援センター機能の整理(再掲) ・関係機関とのネットワーク構築(再掲) ・相談体制の検討(役割分担・機能等)
<p>(5) 広域連携における課題</p>	
<ul style="list-style-type: none"> ・連携する自治体と成年後見支援センターとの役割分担、連携方法の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・中核機関の位置づけ ・広域化に向けた協議・検討 ・成年後見支援センターの体制強化(再掲)

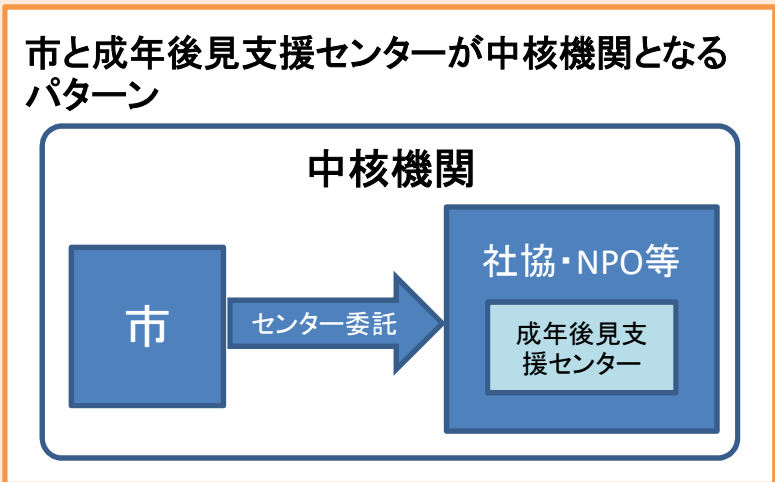
地域連携ネットワークに求められる役割と中核機関が担うべき機能

地域連携ネットワークに求められる役割	中核機関が担うべき機能	本市における段階的・計画的な整備の方向性など
1 権利擁護に関する支援の必要な人の発見と支援	(1) 広報・啓発	① 制度の広報・周知
2 早期からの相談	(2) 相談体制	② 相談体制整備の協議・検討 ・一次相談、二次相談、広域対応 ・関係機関との情報共有、連携体制の構築(チーム)
3 制度運用のための支援体制	(3) 成年後見制度の利用促進	③ 地域連携ネットワークの構築 ④ 担い手の育成(市民後見人養成) ⑤ 日常生活自立支援事業からの移行支援 ⑥ 制度利用に係る低所得者等への費用助成の支援
	(4) 後見人支援機能 (5) 不正防止	⑦ 後見等開始後のフォローアップ体制の検討(市民後見人からの相談体制等)

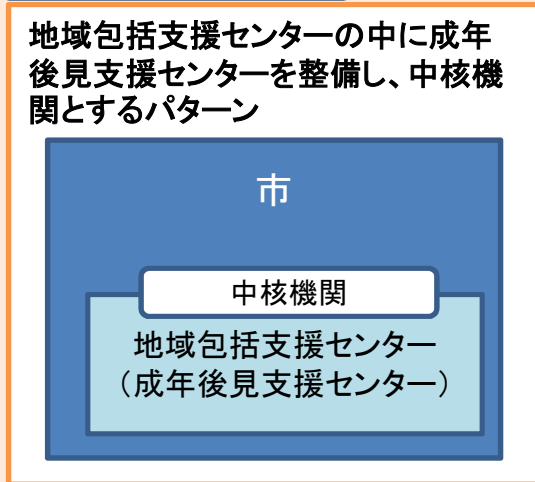
パターン1



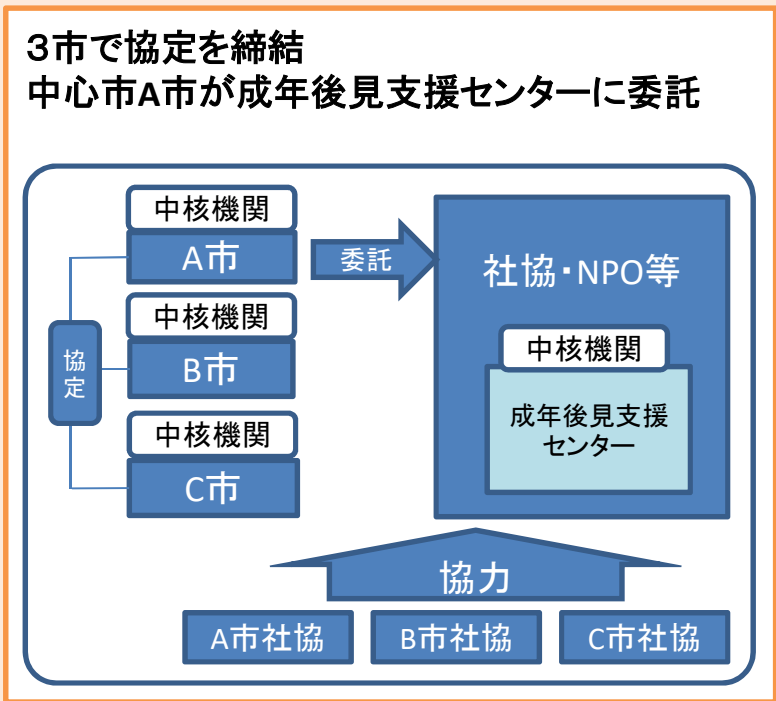
パターン2



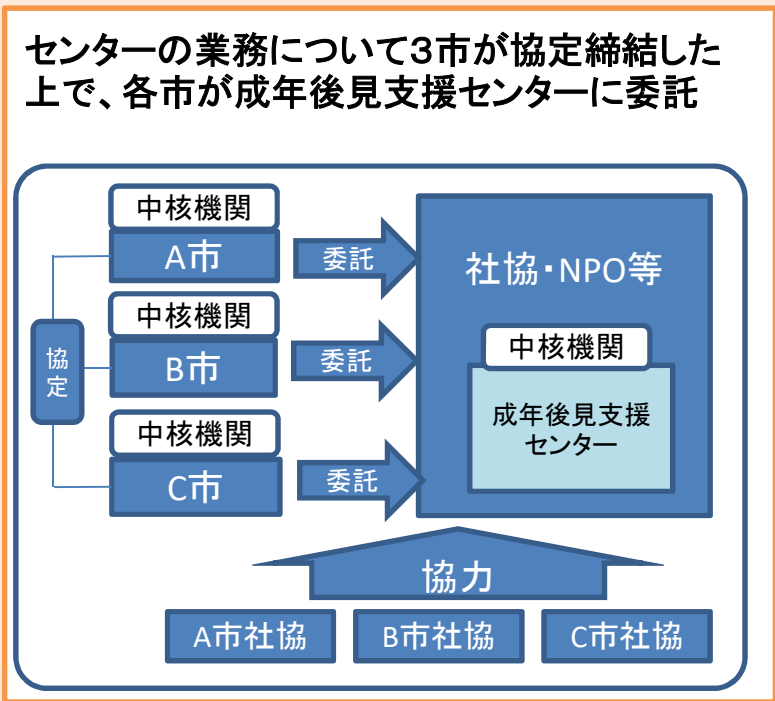
パターン3



パターン4(広域)



パターン5(広域)



1 次期地域福祉計画(R3.4～R8.3)の一部に権利擁護支援の内容を盛り込む意義

地域における権利擁護支援の必要な方に意思決定の支援を行うことで、自発的意思が尊重される地域づくりを目指すとともに、包括的支援体制の整備を進める。

2 施策・事業の体系案

権利擁護に関する支援

権利擁護に関する地域連携ネットワークの構築

- 地域連携のネットワークの構築(早期発見・早期支援、広域化含む)
- 中核機関の体制整備

制度の理解と担い手の育成

- 成年後見制度の普及・啓発
- 市民後見人の育成

制度運用と支援体制

- 相談体制の整備
- 市民後見人への支援
- 制度利用者への支援

基本目標1 地域福祉の担い手づくり

- (1)地域の意識づくり ①学校教育での福祉教育の推進 ②社会教育での福祉教育の推進 ③市民の福祉活動への参加促進
- (2)福祉を担う人材育成 ④ボランティアの人材育成 ⑤ボランティア・NPO活動などの支援・促進

基本目標2 パートナーシップ(協働)のネットワークづくり

- (1)住民相互のネットワークづくり ⑥住民相互のネットワークづくりの推進
- (2)社会福祉団体などのネットワークづくり ⑦社会福祉団体などのネットワークづくり

基本目標3 必要なサービスを利用できるしくみづくり

- (1)情報の提供 ⑧情報提供の推進・充実
- (2)相談体制の充実 ⑨相談体制の充実
- (3)サービスを必要としている者への支援 ⑩多様性をもった要援護者の支援 ⑪サービス利用者の支援
- (4)福祉サービスの質の向上 ⑫サービス提供の質の向上

基本目標4 誰もが安全安心に暮らせるまちづくり

- (1)安全で安心なまちづくりの推進 ⑬地域防災力の向上 ⑭交通安全対策 ⑮防犯活動の促進
- (2)災害時の支援 ⑯要配慮者災害時避難支援
- (3)自立生活の支援 ⑰生活支援 ⑱高齢者・障がい者の安否確認
- (4)バリアフリーの推進 ⑲バリアフリーの推進

地域福祉計画改定における権利擁護関連の取り扱いについて

時期	作業			地域福祉計画 推進委員会	成年後見支援センター 運営協議会
	社協・福祉部	総合福祉課	関係部署		
7月		市民意識調査 7/1-7/31			
8月		意識調査分析			第1回運営協議会 ①苦小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱改正 ②国の基本計画の説明 ③市町村による成年後見制度利用促進基本計画の説明(国の動向等)
	①福祉部	意識調査から意見交換			
9月		②地域福祉セミナー			
10月		第2期の取組、成果、課題及び第3期に取組む事項について文書照会		推進委員会 ・第2期計画の進捗状況の報告 ・市民意識調査結果の報告	
11月		③シンポジウム開催			
12月		④7圏域ワークショップ 地域の現状、地域生活課題を意見交換			
1月		市民意識調査結果、第2期の成果・課題、第3期計画に取り組むべき事項を基に意見交換			第3回運営協議会 ・第2回運営協議会の意見を参考に内容修正した案を示す。
2月		⑤福祉部WG 課題・対応策の整理		推進委員会 ・課題、対応策の評価	
		⑥計画策定方針案(施策体系)			
3月		施策の方向毎の実施事業を文書照会			
4月		素案策定			
5月				庁内連携会議 ・目標の設定、施策の方向性を示す	
6月				推進委員会 ・目標の設定、施策の方向性を示す	